

第11回 田中やすのり 春の区政報告会 2017.3.24 区議会レポート Vol.29



2017 田中やすのり 区政報告会 区議会レポートVol.29

- 熊本地震を視察から教訓と区の対策の強化
- 空き家対策、成増で初の解体撤去が初めて実施
- コミュニティ・スクールに対して初の予算が計上
- 川越街道沿いの危険な自転車対策と駐輪施設の整備
- 赤塚小学校の校庭の改修がやっと実現
- 上赤塚公園の改修と消防格納倉庫の移設
- ゲリラ豪雨対策としての成増幹線の増強

平成29年度予算が計上された要望項目



- 児童相談所開設準備 1,400万円
～基本計画の策定
～建設地の既存施設の解体設計

<開設時期(予定)>
平成33年度



- 板橋区版コミュニティ・スクールの導入検討
- スクールソーシャルワーカーの拡充
2名増員し、6名体制に
- 教育ICT機器の整備・
デジタル教科書導入(中学校英語科)



- 住民防災組織の強化・防災資機材の充実
～折畳式ノーパンクリヤカーの配備
～スタンドパイプの追加配備(88台)
- 福祉避難所開設・運営訓練(2施設)
- 気象観測システム雨量局の増設(志村五小)



- 障がい者福祉計画の策定 895万円
障がい児計画の策定も同時に実施
- 生活介護・重症心身障がい者
通所事業(1施設)
- 特別支援教室整備 中学校3校



- 自転車駐車場の新設
～成増駅南口第8、志村坂下駅東の2か所
- 成増一丁目自転車駐車場改修
～老朽化している193台を改修
工事前485台→工事後505台が収容可能



ずっとこのまちで！ 板橋区版A I P (エイジング イン プレイス) の構築

■超高齢社会に向けて7つの分野からアプローチ
超高齢社会への対応策として、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が歳を重ねても安心して住み慣れたまちに住み続けるために板橋区版A I Pの構築をめざします。

※A I P (Aging in Place)とは年を重ねても安心して住み慣れたまちに住み続けるという意味 (出典：東京大学高齢社会総合機構)

(1) 助け合い・支え合いの地域づくりの推進

平成29年度は、前年度の5地区に加え、新たに5地区で助け合い・支え合いの地域づくり会議(第2層協議体)を設置し、助け合い・支え合いを広げる基盤(地域の力)をつくっていきます。

*第2層は生活圏域、第1層は区全域が単位

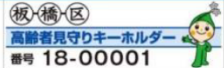
(2) 医療・介護連携マップシステムの構築

地域の医療・介護資源を把握し、リスト化・マップ化します。これらの情報はウェブ上で管理され、常に最新の情報(介護サービスの空き状況等)を、患者や要介護者とその支援者が閲覧できます。また、医療・介護サービス提供者は、より詳細な情報を共有することで、サービス需給の円滑なマッチングが可能となります。

<今後のスケジュール>

- 区内全18地区で助け合い・支え合いの地域づくり会議(第2層協議体)を設置し、生活支援コーディネーターを順次配置
- A I P 広報誌の全戸配布、医療・介護資源マップの作成など

板橋区版AIP (高島平地域) 主な事例の紹介

① 新しい総合事業/ 生活支援体制整備事業	<p>○生活支援体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2層協議体の設置・生活支援コーディネーターの選出 <p>⇒高島平地域での助け合い・支え合いの推進</p>
② 医療・介護連携	<p>○板橋区医師会在宅医療センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年5月に高島平団地内へ移転 <p>⇒高島平地域の医療・介護連携の中核拠点</p>
③ 認知症施策	<p>○認知症とともに暮らせる社会に向けた地域ケアモデル事業(都事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都健康長寿医療センターが実施、区協力事業 <p>⇒認知症の人と家族が暮らせる街づくりを推進</p>
④ 住まいと住まい方	<p>○高齢者見守りキーホルダー事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年10月開始 <p>⇒外出先での緊急時に身元を確認し、緊急連絡先につながります。</p> 
⑤ 基盤整備	<p>○高島平五丁目区有地活用による地域密着型サービスの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧高島平五丁目在宅サービスセンター跡地を活用し、「あたごの杜高島平」を開設 <p>⇒地域密着型サービスの整備・充実 (平成28年4月1日)</p>
⑥ シニア活動支援	<p>○高島平ふれあい館におけるシニア就労支援 いこいの家も改修されます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクティブシニア就業支援センターとシルバー人材センターの分室を高島平ふれあい館に設置 <p>⇒シニアに対する就業機会の拡大を図る (平成29年4月1日開設予定)</p>
⑦ 啓発・広報	<p>○A I P 広報誌の作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年2月に区内全戸に配布予定 <p>⇒広く区民に対して、A I Pの普及・啓発を図る</p>

危険な建築物・空き家の対策が進展

これまでの議会質疑のやり取り（抜粋）

平成25年第3定例会・一般質問

Q

早期に実態調査を進め、空き家対策の条例を制定を求める！



埼玉県所沢市の空き家条例のように、空き家問題に特化した条例が制定されています。特徴として、空き家の所有者に対して、地域防犯や生活環境の保全のために、その適切な管理を義務づけています。また、それが履行されずに、空き家が管理不全な状態にある場合には、首長が所有者に対して指導や命令を行うことを規定しています。さらに所有者が命令に従わない場合には、その氏名等を公表するなど、一定の制裁的措置も盛り込んでいます。所沢市は条例に基づき勧告、命令を実際に行っており、条例制定後、市に寄せられる相談の解決率の上昇が見られ、所有者の自発的な判断によって空き家が撤去される事例も増えています。区としても、空き家に特化した条例が求められますが、今後の考え方と必要性について伺います。実態調査を早急に進め、条例化の必要性の検討が始まることを切に期待するところです。

A

空き家条例の早期制定のための検討についてのご質問であります。本年度から区内全域で老朽建築物等実態調査を行うため、補正予算案に調査費を計上したところであります。その調査結果を踏まえ、条例制定の必要性も含めた施策を検討していく考えであります。

続いて、実態調査の進め方についてのご質問です。実態調査は委託を考えておりました。調査員による目視等での巡回調査を行う予定であります。調査結果につきましては、他の部署との情報共有を図りながら多角的に役立ててまいりたいと考えています。

平成27年第1定例会・一般質問

Q

行政代執行による撤去など、空き家対策の強化を！



平成26年11月に空き家対策推進特別措置法が成立し、老朽化で倒壊の危険や景観や衛生上、有害となるおそれのある空き家について、市区町村が所有者に撤去や修繕に関する指導、助言を行い、勧告・命令ができるようになりました。命令に従わない場合は、50万円以下の過料を科すほか、行政代執行による撤去も可能となりました。また、所有者の許可がなくても立入調査が可能となったほか、守秘義務が厳しかった固定資産税の納税情報を活用することが認められ、所有者を把握しやすくなります。この特措法によって、従来の対応への限界がなくなり、取り組みが加速することが期待されています。そこで伺います。板橋区としては、この特措法を受けて、早急に空き家対策に取り組まなくてはならない行政の責務が高まったと考えます。条例の制定を待たずとも空き家対策に主体的に取り組む必要がありますが、今後はどのように対応を強化していくおつもりでしょうか。お聞かせください。

A

今後の空き家対策の対応の強化についてのご質問であります。板橋区では、空き家対策の基礎資料とするため、平成25、26年度の2か年にわたりまして老朽建築物実態調査を全区対象に実施をしてきたところであります。実態調査から得た資料を活用するとともに、空き家対策特別措置法をもとにしまして、倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態等の空き家の所有者等に対しまして、適切な管理が行われるように、より一層の助言、または指導等を行っていく考えであります。

成果①—老朽化建物・空き家対策条例が可決

危険な空き家や老朽建築物の改善を促し、 行政代執行に実効性を持たせる条例が可決！



危険な空き家・老朽建築物の対策として、2つの視点が大切です。1つ目は「改善」、そしてもう1つ目は「予防」。老朽化してしまった建築物や空き家を改善するために、まずは「利活用」を促進し、早めの「修繕・改修」へ、そして最終的には「除却」へと導くことが求められます。行政による代執行も必要となる場合もあります。また、予防の観点からの「適正管理」も大切です。条例によってこれらの対策が体系的に進みます。

成果②—行政代執行による空き家の解体撤去

施行前



施行後



成増四丁目の空き家の建物に対して、全部撤去および敷地内残置物（ごみや樹木など）の全部撤去を、平成29年1月17日に行った。工事期間は約3カ月であり、工事撤去後に精算金の請求を行います。工事の経費は約1,800万円程度でした。

今までの議会質疑のやり取り（抜粋）

平成19年
第2定例会
・
一般質問

Q コミュニティ・スクールへの足掛かりとなる寺子屋事業の充実を！

これからは保護者や学校だけでなく、地域の大人たちが学校運営まで参加し、関係者みんなで汗をかきながら子どもたちを育て上げていくというコミュニティ・スクールへの変革が求められています。こうした大きなパラダイムシフトが起きている今、板橋区としても地域の力をより一層重視した学校運営へと大きくかじ取りを切っていただきたい。

現在、地域の大人が積極的にかかわっております板橋区の取り組みとして、いきいき寺子屋事業が挙げられます。そして、いきいき寺子屋事業は、今、申し上げましたコミュニティ・スクール構築への足がかりの教育事業としても最適であると考えております。しかし、延べの実施回数は減少してしまっているという状況でございます。そこで、こうした現在の状況をどのようにお考えになっているのか。また、実施や推進が進んでいる小学校がある一方で、1か月に1度も開校されない小学校もあります。こうした学校での課題点と今後の問題解決に向けての取り組みをどのようにしてお考えお考えでしょうか。

A 推進校でない学校では、多くの場合、調整役を中心となって担ってもらえる人が見つからず、組織化が進まないことが活性化を阻む原因になっております。区といたしましても、寺子屋事業のさらなる活性化に向けて、引き続き学校に事業の推進を要請するとともに、社会教育指導員を派遣するなど、地域の人材発掘や組織化に対する支援をしてまいりたいと考えております。

次に、寺子屋の開催を月に1回でも必須化することができないかということでありませうけれども、区の実施計画で区立学校すべてを推進校とすることを定めており、その実現に向けまして引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

平成27年
第3定例会
・
一般質問

Q 三鷹モデルを参考にコミュニティ・スクール化を着実に進めよ！

区としては学校支援地域本部を優先的に整備し、整備が終わった後の発展的なコミュニティ・スクール化については検討の余地があることを示し、新たな基本計画2025にもコミュニティ・スクールの検討という文言が入りました。学校支援地域本部の整備と並行して、コミュニティ・スクール化の準備を進めていただきたいが、見解を伺います。

具体的な検討に当たっては、コミュニティ・スクールと小中一貫教育をセットにしている三鷹市の取り組みが非常に参考になります。三鷹市では、市内を7つの学園と呼ぶ学区に分けて、学園内にあるそれぞれの小・中学校に学校運営協議会を設置するとともに、さらに小・中学校が連携して一体的な運営ができるように、コミュニティ・スクール委員会という組織を設置しています。また、学園内の小学校と中学校の全ての教員は、東京都教育委員会から兼務発令を受け、小学校と中学校の教員が相互に乗り入れて授業を行っています。この三鷹モデルのメリットをどのように認識しておりますでしょうか。

A コミュニティ・スクール化の準備の推進についてですが、現在、教育委員会では、区内全ての小・中学校に、平成30年度を目途に学校支援地域本部を設置できるよう、整備を進めているところであります。一方で、学校支援地域本部の全校設置完了予定までの期間においても、コミュニティ・スクール設置に向けた国の動向や各自治体の優れた取り組みについて情報収集を行い、本区におけるコミュニティ・スクールの導入について検討してまいります。

三鷹市では、小・中学校の通学区域の整合性と小中一貫教育の特性を活かしたコミュニティ・スクールの取り組みを行っており、一定のメリットがあると考えております。今後、板橋区でも23の学びのエリア等を活用しながら地域とともにある学校づくりを推進し、学力向上や健全育成を目指してまいります。

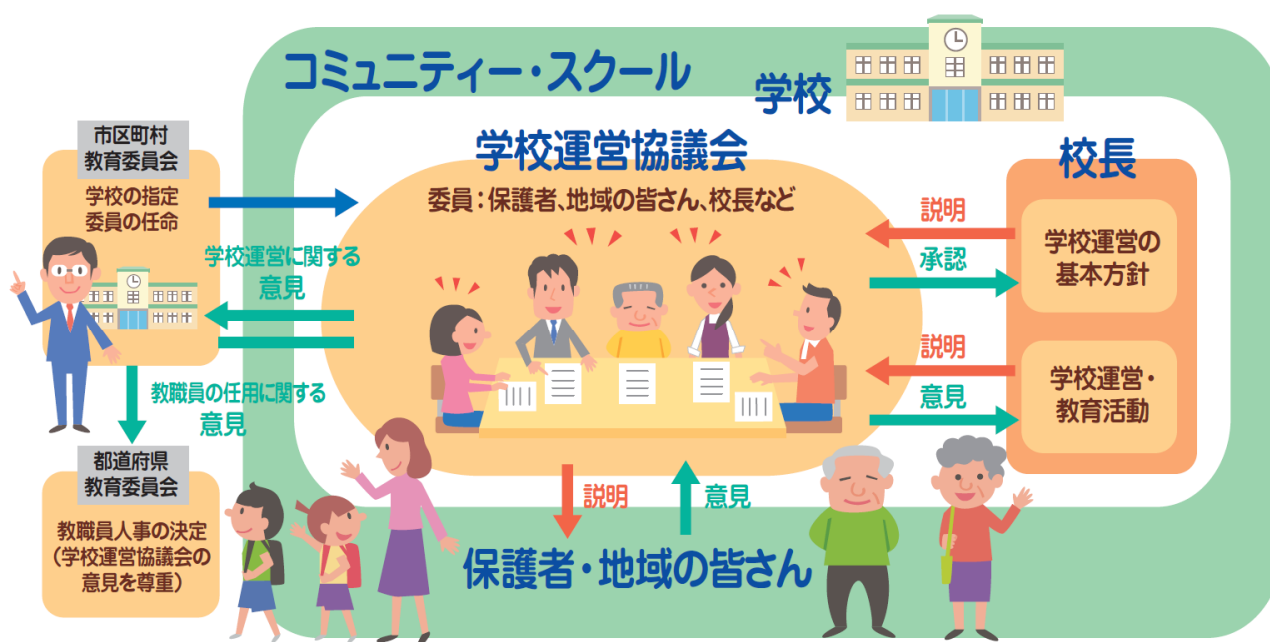
やっと成果が出始めました！

平成29年度予算 コミュニティ・スクールの導入検討

家庭・学校・地域との協働を推進し、学校運営連絡協議会と学校支援地域本部事業との連携を視野に入れた「板橋区版コミュニティ・スクール」の導入について検討を行う。

コミュニティ・スクールとは？

※文科省2016資料より



コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組みです。この制度を導入することにより、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができます。コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置している学校のことを指します。

「学校運営協議会制度」は、次の法律に基づく制度で、主に3つの機能があります。

- 校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること（必須）
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができること

川越街道沿いに自転車駐輪場を整備

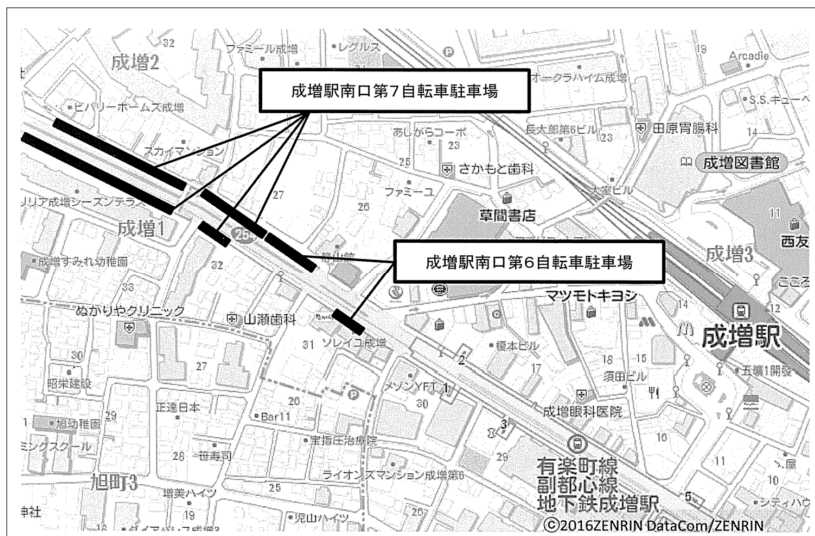
施行前



施行後



整備場所



<成増駅南口第6自転車駐輪場>
 ○コイン式32台
 ○平置式17台

<成増駅南口第7自転車駐輪場>
 ○平置式217台

迷惑な放置自転車のために歩行者と自転車通行がすれすれになっていました。しかも長い下り坂のため通行する自転車はスピードが出ており、危険性が指摘されていました。迷惑と危険の解消も期待されます。

過去の質問 決算調査特別委員会・総括質問（平成27年10月）にて

坂道が長く続くエリアの対策について伺う。和光市方面への川越街道においては放置自転車もあり、歩行できる道幅が狭い。歩行者と自転車通行がすれすれの状態であり、駐輪対策も含めて今後の対応の強化を要望する。



赤塚小学校の校庭の改修がやっと実現

施行前

施行後



赤塚小学校は毎年11月に行われる農業まつりの会場となっているため、準備や搬送のためにトラックなどの車両が校庭に乗り入れることとなります。そのため校庭が他校に比べて劣化しやすく、雨水が校庭に溜まってしまいう状態となっていました。そのため予めより校庭の改修工事を要請してきたところですが、平成29年1月に緊急工事として改修が実現しました。工事は校庭3,770㎡の表層石灰ダストの改修を行うもので、約400万円にて施工されました。

上赤塚公園の改修工事が始まる 消防団格納庫も新しく生まれ変わります！

■改修までの経緯

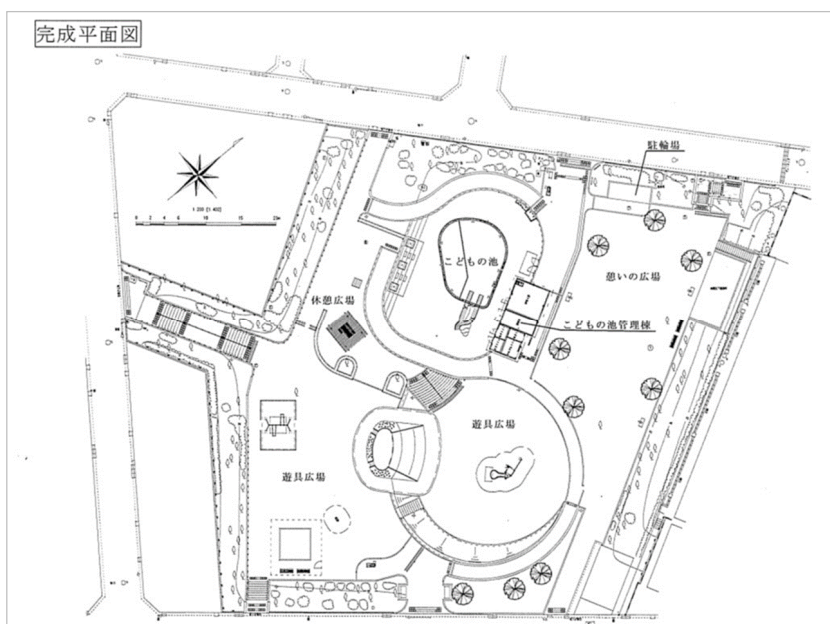
○平成26年9月～平成27年1月
ワークショップ開催（全5回）



ワークショップでは下記のように様々な意見が交わされました。

- 現在の公園の使い勝手をうまく子供たちの年代によって分けることはできないか？動きの激しい遊びをする高学年の子どもと幼児が同じ場所にずっといることは危険が伴う。
- 親の目線から言えば、子ども達をいつも目の届く範囲に置いておきたい。上赤塚公園は高低差があるので、子ども達が目線から消えてしまうことがある。視野を広げられないか？
- 消防小屋については地域の防災の要として今後も必要となる。

○平成27年7月～平成28年3月
実施設計および地盤調査



ワークショップを経て、地域の庭として、区民の憩いの場・緑の拠点となっている上赤塚公園。改修にあたっては、防災機能の充実やバリアフリー化を進め、だれでも利用できる安心安全な環境を整備する設計となりました。

今までも愛されてきたジャブジャブ池はこどもの池としてリニューアルされ、防災拠点の消防団格納庫は少し位置をずらし格納力の向上を図るために、新たに整備されます。

また、安全安心の視点から樹木も剪定され、見通しのよい公園へと生まれ変わります。

○平成28年12月～平成30年3月（予定） 改修工事



見通しのよい明かる公園へと工事が進められています



画面左側に残っている消防団格納庫は、画面右側の公園隅の場所に格納機能を充実させて新たに設置されます



Think Globally! Act Locally!

小さな行動の積み重ねが大きな変革につながる



みなさんのご意見・ご要望をお気軽にお聞かせください。

田中やすのり事務所

〒175-0094 板橋区成増3-22-34

TEL : 03-6303-1130 FAX : 03-3939-4211

E-mail : mail@tanaka-yasunori.jp

www.tanaka-yasunori.jp

田中やすのり

検索